

I. いじめ防止等のための対策に関する基本的な考え方

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定に人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。【いじめ防止対策推進法第2条】

2. いじめ問題に対する基本的な考え方

- (1) いじめは人権に関わる重大な問題であり、「人間として絶対に許されない」という強い認識に立って問題解決にあたる。
- (2) いじめは、学校や学年、学級、部活動などの集団における人間関係においても起こることであり、どの生徒もいじめの被害者にも加害者にもなり得るものである。よって、被害者及び加害者の生徒、並びにそれを取り巻く集団等に対し、適切な指導と支援が必要である。
- (3) いじめは、教師一人ひとりに対する指導のあり方が問われる問題であり、家庭教育のあり方とも大きな関わりを持っている。
- (4) 学校・家庭・地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、連携を図りながら一丸となって取り組むことが必要である。
- (5) いじめは、その行為の態様によっては暴行、恐喝、強要など刑法等の法規に抵触する場合もある。

3. 学校および教職員の責務

2. に挙げた基本的な考え方のもと、学校においては、教職員や友人との信頼関係の中で生徒一人ひとりが安心・安全に生活できる教育環境を築くこと、生徒自身の中にもいじめを絶対に許さないという意識や態度を育てることが大切である。そのためにも全教職員が日常から生徒の人間関係づくりや道徳教育などの【未然防止】に力を入れ、いじめから目を背けることなく積極的な認知【早期発見】に努め、毅然とした態度でその解決に取り組まなければならない。また、保護者や関係機関とも連絡を図りながら、迅速かつ適切に対処し、その再発防止にも努める。

II. いじめ未然防止のための取組

【未然防止の基本的考え】

生徒一人ひとりが人との関わりに喜びを感じ、「人の役に立っている、認められている」という自己有用感を育む教育活動を推進していく。

1 教職員による指導・取組

- (1) あらゆる教育活動において「いじめは絶対に許されない」という基本認識を周知徹底する。
- (2) 学級や学年、委員会活動、部活動などを通して、集団に対する「所属感」や、集団における「自己有用感」を育む人間関係づくり、集団づくりを推進する。
- (3) 各授業、行事、部活動等において、生徒の活動や努力を認め、「自己有用感」に裏付けられた「自尊感情」を育むことに努める。
- (4) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動、さらに小中での交流活動の充実を図る。

- (5) 「学校いじめ防止基本方針」をもとに研修会を通じて、全教職員で実際の対応を検証する機会を設けいじめ防止の共通理解のもと、未然防止や解決を図る。校外研修会に積極的に参加し、いじめに関する通知、報道等を適宜・適切に活用し、いじめに関する教職員の感性を高める。
- (6) 教職員同士が互いの言動に気を配り、それがいじめの発生原因とならないよう注意し合い高め合える教職員集団を目指す。

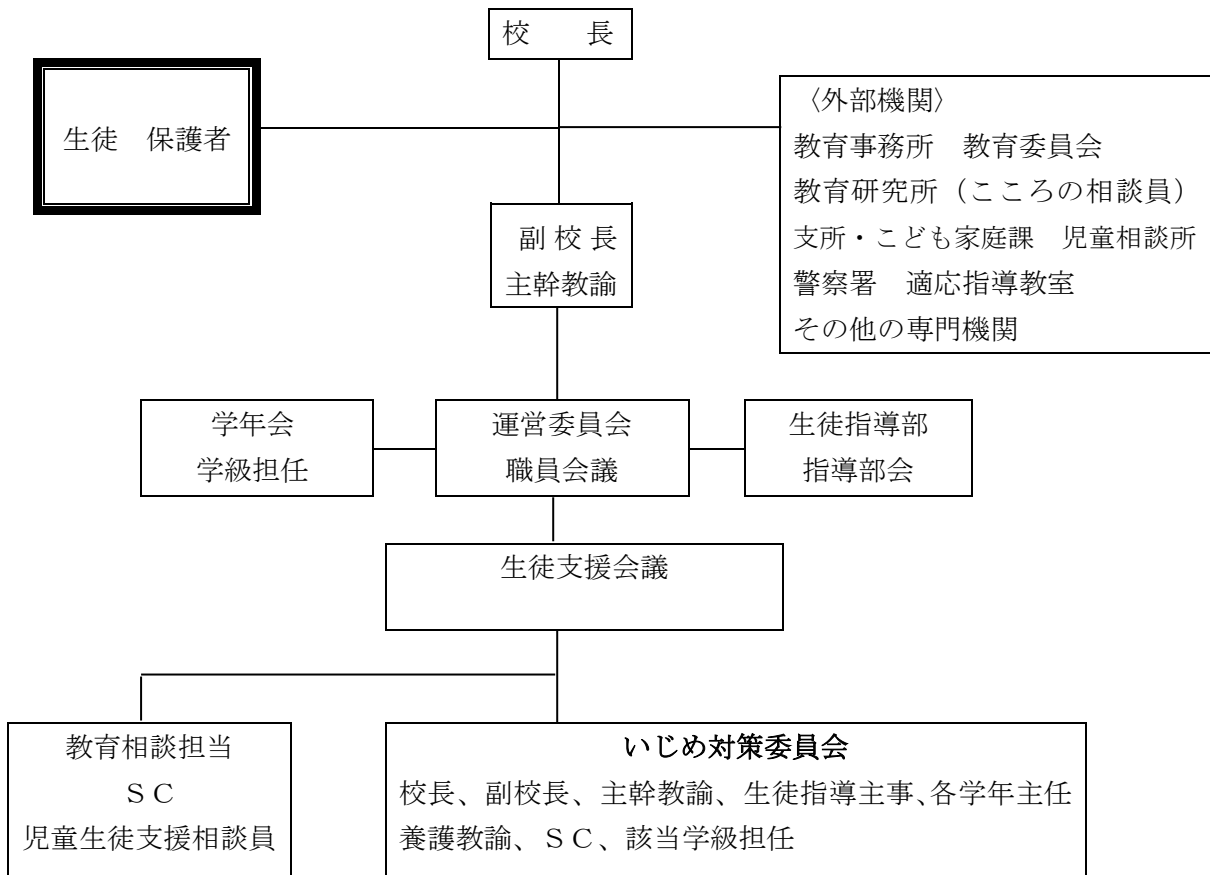
2 いじめ防止等対策のための組織

「いじめ対策委員会」を設置し、いじめの兆候や拡大、生徒や保護者からの訴えを特定の教員や学年内で抱え込むことのないよう、組織として対応する。

(1) 構成員

校長、副校長、主幹教諭、生徒指導主事、各学年主任、養護教諭、S C、当該学級担任
 ※事案内容等に応じて、柔軟に構成する。

(2) 組織図



(3) 取組内容

- ① いじめ防止基本方針の策定と教育課程の全体計画への位置づけ
- ② アンケート内容の検討と結果集約及び対応検討
- ③ いじめ防止に関わる生徒の主体的な活動の推進

(4) 開催時期

日々発生する生徒事案に対して、対応した職員がいじめと疑われる事案に対しては、生徒事案初動記録（いじめ）を作成し、記録・回覧及び毎回の職員打ち合わせでの報告をもって日常の情報交流をすることとする。また、いじめが疑われる事案に対しては、いじめ対策委員会で対応策を検討、確認する。重大事態につながりそうないじめ事案発生時には緊急に開催し、事態の収束まで随時開催する。

3 授業における取組

- (1) 分かる授業づくりを進め、学び合いの中から達成感を高めていく。
- (2) 規律ある学習環境づくりを行い、安心して学習できる環境を整える。
- (3) 小グループでの学習を通じて、個々の発言を尊重する態度とコミュニケーション能力の向上を図る。
- (4) 人権教育・道徳教育を通じて、一人一人のよさや違いを認め合える力を育む。

4 生徒の主体的取組

- (1) 生徒会活動等を通じて、生徒自身に「いじめ」を自分たちの問題として自覚させ、「いじめを絶対しない」「見過ごさない」をスローガンに掲げ、いじめ防止のための運動に取り組ませる。
- (2) 各種集団活動を通して、自己表現力を高め、好ましい人間関係づくりを構築させる。

5 家庭・地域との連携

- (1) PTA総会や各種会議、広報活動を通じて、「いじめ防止基本方針」や現状を情報発信する。
- (2) 行事や学校公開等を良い機会ととらえ、保護者や地域住民に生徒の活動の様子を見ていただく。

Ⅲ いじめの早期発見のための取組

【早期発見の基本的考え】

全教職員による日常的な相談体制をつくり、生徒が悩みを相談しやすい環境を整えて、あらゆる状況や情報からいじめを積極的に認知する。

1 いじめの早期発見

(1) 日常における生徒観察

生徒の生活記録ノートの確認や授業、部活動などの学校生活の様子等に対して常にアンテナを高く保ち、いじめの予兆となる事案について情報共有に心掛け、迅速かつ組織的に対処する。

(2) 定期的なアンケート調査と面談の実施

① 生徒を対象にしたいじめのアンケート

- ・月1度「学校生活アンケートの日」を設けて実施する。その結果を踏まえて、担任から心配な生徒に、声がけを行う。（尚、アンケートについては生徒指導主事が中心となり作成する。）
- ・生徒自身が「大丈夫です」と答えても、気になる場合は周囲の教職員にその様子を伝え、共通理解を図っておく。
- ・声がけにより相談に結びついた際、内容がいじめではないかと疑われる場合は速やかに生徒指導主事に口頭で報告。事実と指導経過を「生徒事案初動記録（いじめ）」にまとめ、生徒指導主事まで提出する。

② 保護者を対象としたいじめアンケート

年に1回9月を目処に実施する。生徒同様に対応し、対応の経緯を保護者に知らせる。

(3) QUテストの活用

- ① 結果を分析し、生徒一人ひとりの様子把握に努め、必要に応じて早急に対応する。
- ② 学年での情報共有はもとより、場合によっては全職員で情報共有を図り、対応を考える。有効なSGE（集団グループエンカウンター）も検討、実施する。

IV いじめ問題に対する措置

【いじめ対応の基本的な流れ】

「いじめ対応の基本的な流れ」に基づき、全教職員の共通理解のもと、組織的な対応を目指す。

1 事実確認・報告・相談

- (1) いじめの発見または通報を受けたときは、はじめに対応した教職員が速やかに学年や生徒指導部と連携して事実確認を行い、「生徒事案初動記録」を作成し、生徒指導主事に報告する。
- (2) 生徒指導主事は報告をもとに、対応職員から詳細を確認後、速やかにいじめ対策委員会を招集。指導方針を確認する。
※重大事態または重大事態の危険が考えられる場合は、市教育委員会および外部機関への連絡等も協議する。
- (3) いじめ対策委員会がたてた方針のもと、該当学年全職員は指導に取り組み、その状況を生徒指導主事に報告する。
- (4) 「いじめ対応の基本的な流れ」を全教職員で共通理解を図る。

2 集団への対応

- (1) 内容によっては、集団内での話し合いやアンケート、発生したいじめについての考えを書せ、いじめに至る経緯を振り返らせ、いじめ根絶の姿勢を浸透させる。
- (2) 被害生徒へのケアや加害生徒への指導で終わらせることなく、いじめを生み出さない集団づくりを教職員全体で指導・支援していく。

3 ネットいじめへの取組と対応

- (1) インターネット（メールや SNS 等）やスマホでのいじめやトラブルを未然に防止するために、ネット利用の仕方のあり方について定期的に情報モラル教育を行う。
- (2) 保護者を対象にインターネットの利用に関わる注意喚起をする。
- (3) いじめやインターネットトラブルなどのニュースを「わんこ情報室」を利用して生徒に発信し、注意を喚起する。
- (4) SNSに関わるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、いじめ対策委員会で情報を共有すると共に、市教育委員会と連携し、情報の削除を求めるなど被害の拡大防止に努める。
- (5) 該当生徒からの聞き取りや書き込みの内容確認と保存、URLを控えるなど情報源の把握に努め、解決への糸口を探る。

V いじめ防止に関する処置

- (1) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織「いじめ対策委員会」の設置
(いじめ防止対策推進法第22条)
〈〈構成員〉〉 校長、副校長、主幹教諭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、SC、
当該学級担任
〈〈活動〉〉 アンケート調査ならびに教育相談に関すること
〈〈開催〉〉 月1回の生徒指導連絡会に於いて、情報交換を行う。
いじめ発生の場合には随時開催する。
- (2) いじめに対する措置（いじめ防止対策推進法第23条）
 - ① アンケートにおいて疑われる事案、及びいじめに係る相談を受けた場合には、速やかに事実確認を行う。
生指58

- ② いじめの被害を訴える生徒の安全を最大限に優先する。
- ③ 「いじめ」に当たるかどうかは、表面的・形式的なもので判断するのではなく、いじめられて生徒およびその生徒の親の立場に立って見極める。
- ④ いじめの事実が確認された場合には、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒および保護者への指導を行い、事案解決まで継続して支援や助言を継続していく。
- ⑤ いじめの関係者間の争いを防ぐため、いじめ事案に係る情報を関係者間で共有する措置を講じる。
- ⑥ 犯罪行為として扱われるべき事案については、躊躇なく関係諸機関への通報、相談活動を行う。

(3) 重大事態への対処

重大事態とは

「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める」事態（本資料では自殺等重大事態と呼ぶ。）及び「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める」事態（本資料では不登校重大事態と呼ぶ。）と定義されている（いじめ法第28条第1項）。

いじめ重大事態の対処（いじめ防止対策推進法第28条）

- ① 重大事態と思われる事案発生の場合には、直ちに教育委員会に報告する。
また、生徒、保護者から「いじめられて重大事態に至った」との申し立てがあった場合も同様に教育委員会に報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対応する「学校調査委員会」を設置する。
- ③ 上記組織を中心に、教育委員会との連携のもとに、事実関係を明確にするための調査を行う。なお、調査を進めるにあたり、被害生徒・保護者十分に寄り添い、その意向を確認しながら進める。
- ④ 調査の経緯及び結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対して、事実・情報等を適宜適切に提供する。

*重大事態以外のいじめについても教育委員会に報告し、重大事態への進展に備えておくようにする。

(4) いじめ解決後の継続的かつ組織的な生徒観察による情報交換

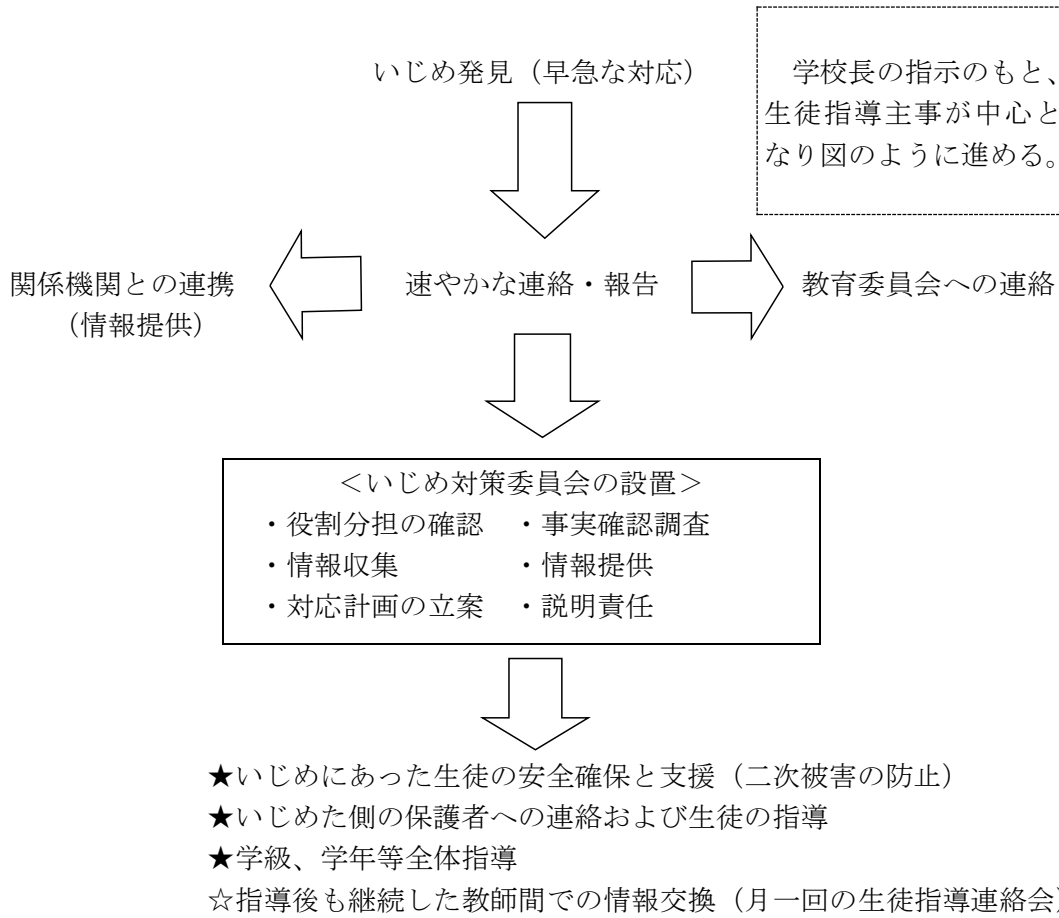
- ① 学年会での学年内での生徒観察による情報交換
- ② 月に1回の生徒指導連絡会における観察による情報交換
- ③ いじめが原因となった不適応生徒が出た場合は支援会議で対応について継続的に検討する。
- ④ 3ヶ月を目処に本人、保護者に確認を行う。

いじめ解消の定義

- ・いじめにかかる行為が止んでいること。（3か月を目安）
- ・被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。（当該生徒及び保護者との面談の要件を満たされていることを十分に踏まえ、組織的に判断することとする。

【いじめ対応の基本的な流れ】

いじめ防止体制（いじめ発生時）



V いじめへの対応

学校における「いじめ防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント
(文科省, 2017c)

(3) いじめに対する措置

② いじめの発見・通報を受けたときの対応

いじめに係る情報が教職員に寄せられた時は、教職員は、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに学校いじめ対策組織に報告し、学校の組織的な対応につなげる必要がある。

1 事実確認

(1) 聴き取りの順序

- ① 情報提供をした児童生徒
- ② いじめを受けている児童生徒
- ③ いじめをしていると思われる児童生徒
- ④ 周囲の児童生徒

③は、聴き始めたら、短時間で全部終える必要があります。そのために、①②で先行して聴き取り、内容を整理しておきます。④は、②と③が一致させられないとき等、必要に応じて行います。

(2) 能動的攻撃、使役の場合

- ① 教員側の段取りを整える（まず、誰が担当するか、どう聴くかを打合せする）。
- ② 管理職に聴取をすること（担当、内容等）を報告する。
被害児童生徒・加害児童生徒（周囲の児童生徒）を個別に事情聴取を行う。時間は発達段階に応じて設定する。
- ④ 話したことを確認したら、そのまま当該児童生徒に、自分で書かせる（行為を固定する）。
- ⑤ コーディネーター役の先生を中心に、話を突き合わせます。
- ⑥ 必要に応じて、被害児童生徒・加害児童生徒・周囲の児童生徒から個別に再度事実の確認をする。
- ⑦ 管理職に聴取結果を報告する。今後の方針を確認する。

事実に基づいて指導するために、行為を明らかにすることが大事です。加害児童生徒同士で口裏合わせをさせないように、始めたら一斉に行います。聴き取りは「その日のうちに」が原則です。

(3) 忌避、受動的攻撃の場合

「いじめられています」のような直接の訴えはないことが多いので、事実確認は容易ではありません。重要なのは、発見・認知の前の情報収集の部分です。特に、忌避は、教師が見定めることが必要です。

忌避を見るポイント

公的なルールをないがしろにしているかどうかです。

どこに座ってもいいよと言って他にすわるのなら OK ですが、資料のあるところに座るように指示しているのに、わざわざ別のところに座っているのはダメです。



指 導

その行為を行った瞬間にしかできません。

無視や汚いものをさわるようにする行為等が行われていると考えられる場合、その行為が出現しそうな場面を予測して、やった瞬間を複数の教員で観察し、介入します。

「無視しているらしい」という場合、話し合い活動の際、無視されたり、外されたりする瞬間がないか注意します。

(4) 事実を確認するポイント

事実を正確に把握できなければ、いじめの解決にはつながりません。誤った情報を保護者に伝えてしまうと信頼関係を損ないます。また、機を逃さない対応をするためにも迅速な事実確認が大切です。

以下の点に留意することを原則とし、管理職等の指示の下に正確な事実確認に努め、教職員間の情報共有を随時行うことが必要です。

ア 組織的な事案対処

- ① 担任の裁量で動くのではなく、校長の指示・了解のもと動きます。
- ② 複数の児童生徒が関係する場合は、個別に聴き取り場所を設定し、複数の教員で時間差がないよう聴き取りを行います。一堂に集めて聴き取りなどはしないようにします。
- ③ 複数の教員で事実を確認しながら聴取をすすめます。
- ④ 情報提供者についての秘密を厳守します。

イ 事実確認の仕方

(ア) 加害児童生徒の聴き取りのポイント

- ① 事前に、それまで得られている情報を整理しておきます。
- ② 聴き取りでは、客観的事実（p16 参照）を確認し、整理します。ここでは、指導することが目的ではありません。
- ③ 直近の行為から、事実として何をしたのか、具体的に確認します。初めから聞こうとしても、過去の記憶はあいまいになるため、被害児童生徒と食い違うことがあります。
- ④ 「いつ〇〇という行為があって」と記録します。「いついじめがあって」という記述はしません。
- ⑤ 被害と加害が入れ替わりうることを念頭に置きます。
- ⑥ 聴き取り後の対応

学校いじめ対策組織においていじめを認知したら、「あなたのやったことはいじめだから許されない行為である」旨を告げます。

帰るときは、本人の気持ちの整理を確認して、必要であれば、保護者に来校してもらい引き渡すなどの対応も検討します。

(イ) 加害児童生徒に事実を書かせるポイント

- ① 何をしていたかを、自分自身で書かせます。
- ② 詳細（いつ、どこで、誰が、誰に、何をしたのか？）に書かせます。

聴き取りをする中で、当該児童生徒に、自分が話した（認めた）内容を、その場で自分自身によって書かせます。これは、何をしたのか客観的事実に基づいて、「いじめ」として指導ができるようにするためです。小学生であっても、できるだけ自分で書かせるようにするとよいでしょう。

※事実を固定させて、行為をストップさせることができたなら、この後は、指導・援助のための会議や対応に時間をかけることが可能になります。



資料 7

(ウ) 被害児童生徒の聴き取り

- ① 主観的理解と、客観的事実を区別して聴き取ります。
- ② 何の行為が、主観的にどのようにつらいのかを聴き取ります。
- ③ 安心して学校生活を送るために、具体的に何が改善されたらよいのかを相談して確認します。どうしたいのか（ニーズ、どうなったら解決だと思えるのか）を確認します。

(エ) 周囲の児童生徒への聴き取り

- ① 情報源であると他の児童生徒に知られないように、聞き取る場所、時間、複数の教員による対応等、配慮をします。
- ② 主観的理解と、客観的事実を区別して聴き取ります。
- ③ 直近の行為から、具体的に確認します。
- ④ 傍観者として責めないことがポイントです。教員に言うか言わないか迷っている気持ちを支えます。

ウ 保護者からの訴えの聴き取りのポイント

保護者がどういう事実を「いじめ」と判断したのか、客観的事実を聞くことに専念しましょう。また、スピード感が重要です。

① 「うちの子がいじめられているようです。」と言われた時



「いじめられているんですね。わかりました。調べてみます。」では、できない約束をする可能性が

あります。「いじめ」とは、客観的事実を集めて整理し、判断した言葉です。「いじめ」があるかないかを判断できるまでにはかなりの時間と労力が必要です。



「どのような点からいじめだと思ったのですか？具体的なエピソードを教えてください。」と質問します。保護者から「〇〇をされたって本人が言ってます」と返ってきたら、「〇〇された」について、「明日までに調べます。」と言います。具体的なことを確認し、保護者にすぐ答えることが重要です。

保護者は、同じ危機感を持ってもらいたいのです。保護者の気持ちを受け止めることが保護者を支えます。

② 攻撃的な言い方で訴えがある時

「子どもを守って欲しい」という願いをネガティブに表現し、情報が文句の形(攻撃的な言い方)で入ってくることがあります。担任としては「そんなことはありません」「いじめではありません。」と言いたくなりますが、保護者は情報を提供してくれている人という意識で聴き取りをします。



(5) 聴き取りの際に気をつけたい対応

教職員の好ましくない対応

- ① 性急に解決しようとしてしまう。また、いじめでないとすぐに判断したり、すぐに解決したことにしたりしてしまう。

事実確認が十分でない中で、被害児童生徒と加害児童生徒とを直接会わせて事実確認をしようとする。解決を急ぐ余り、聴き取った内容を、「○○が、△△と言っていたぞ」と他の児童生徒に伝えてしまう。



- ② 教師の価値観や経験で、「いじめではない」と判断してそれを伝えてしまう。

「仲がよい関係だろう」「遊びの延長だろう」などと発言してしまう。



- ③ 児童生徒自身の課題に目が行ってしまう。

「あなたは神経質だから」、「あなたにも責任がある」などと発言してしまう。「いじめられた」と訴えてきた側の言い分だけで対応してしまう。



- ④ 加害児童生徒が言ったいじめた理由を容認してしまう。

「自己中心的なところがあるから」などという発言に対して同調してしまう。



- ⑤ 被害児童生徒に好ましくない声かけをしてしまう。

「やられたらやりかえせ」などと声かけを行う。

